

## 入札参加者全員の入札が最低制限価格を下回った場合における ランダム係数の再抽出について

本市では、現在、予定価格が5,000万円を超える工事の最低制限価格を事後公表とし、開札時に、最低制限価格の基礎額<sup>※1</sup>にランダム係数<sup>※2</sup>を乗じて、最低制限価格を決定していますが、ランダム係数を乗じた結果、入札参加者全員の入札が最低制限価格を下回った場合には、次のとおり、ランダム係数の再抽出を行うこととしますので、お知らせします。

※1 最低制限価格の算定の基礎とする額であり、工事積算価格の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費を基に計算する。

2 1.000～1.010の範囲において、0.001単位で無作為に抽出する値（11通り）

### 1 ランダム係数の再抽出の取扱い

当初の開札において、最低制限価格の基礎額にランダム係数を乗じた結果、入札参加者全員の入札が最低制限価格を下回る場合には、次のとおり、取り扱います。

#### (1) 最低制限価格の基礎額以上の入札がある場合（別紙参照）

入札参加者の入札の中に、最低制限価格の基礎額以上の入札がある場合は、ランダム係数の再抽出を行い、これによって最低制限価格を決定します。

ランダム係数の再抽出に当たっては、入札参加者全員の入札が最低制限価格を下回ることとなるランダム係数の値は対象外とし、入札が成立する範囲内で、ランダム係数を無作為に抽出します。

#### (2) すべての入札が最低制限価格の基礎額を下回る場合

入札参加者全員の入札が最低制限価格の基礎額を下回る場合には、ランダム係数を再抽出は行わず、入札不成立とします。

なお、上記(1)及び(2)の手続は、電子入札システムによって自動的に行います。

### 2 実施時期

平成26年11月11日以降に開札を行う案件から実施します。

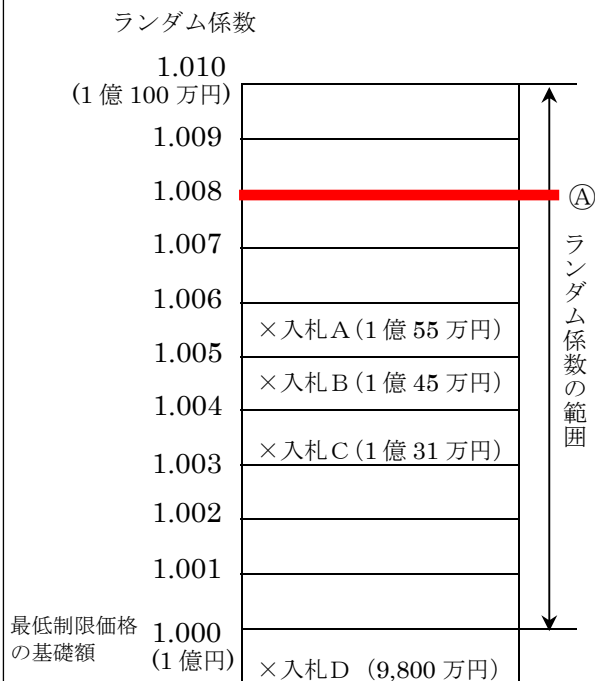
### 3 その他

低入札価格調査の対象となる案件については、ランダム係数の再抽出は行わず、従来どおりの取扱いとします。

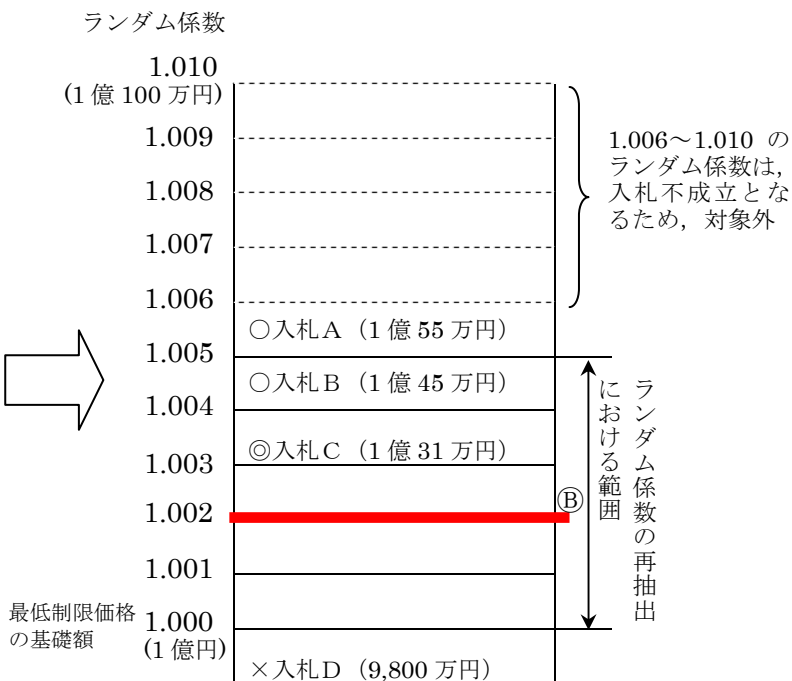
また、今回からランダム係数を入札結果と併せて公表することとします。

<ランダム係数の再抽出の事例>

①当初の開札



②ランダム係数の再抽出



・「①当初の開札」では、1.000～1.010の範囲でランダム係数を抽出します。(11通り)  
・例えば、上記事例の①のように、ランダム係数が1.008となった場合、入札A～入札Dは最低制限価格を下回ることとなります。

・「①当初の開札」のランダム係数が1.008(①)となった場合、入札参加者全員の入札が最低制限価格を下回るため、ランダム係数を再抽出します。  
・「②ランダム係数の再抽出」では、ランダム係数のうち、入札が成立しない値は、対象外とします(上記事例の場合、1.006～1.010は採用せず、1.000～1.005の範囲(6通り)で、再度、ランダム係数を抽出します。)  
・例えば、上記事例の②のように、再抽出したランダム係数が1.002であった場合、入札Cが落札となります。

※1 最低制限価格の基礎額が1億円の事例  
2 入札の凡例  
◎：落札，○：有効な入札，  
×：最低制限価格を下回るため失格